生駒市公平委員会規則第2号

職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年10月22日

生駒市公平委員会委員長 上武 昌文

職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則

職員団体の登録等に関する規則(昭和41年9月生駒市公平委員会規則第3号 )の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削り、「登録に関し、」を「登録等に関し」 に改める。

第4条を削る。

第5条第1項中「法第54条に規定する」を「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和53年法律第80号)第3条第1項の規定による」に改め、同条を第4条とする。

様式第7号中「(第5条関係)」を「(第4条関係)」に、「地方公務員法第54条」を「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第3条第1項」に改める。

附則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。